

# 令和8年度学生と企業の出会いプロデュース事業実施業務 要求水準書

## 1 事業名

令和8年度学生と企業の出会いプロデュース事業実施業務委託（以下「本事業」という。）

## 2 事業の目的及び概要

現在の就職環境は、いわゆる「売り手市場」が続く中、就職活動の早期化による採用競争の激化も加わり、市内及び播磨圏域連携中枢都市圏（以下「市内等」という。）の企業等においては、人材の確保が困難であるとの声が上がっている。今後も人口減少により労働供給制約が強まることが想定され、この状況は継続するものと考えられる。企業等が数多く立地する本市において人材不足は、経済活動の低下を招き、税収の減少等による市政の停滞を招くことが懸念される。そこで本事業は、「学生と企業の出会いプロデュース事業」として、特に、大学生の8割以上が参加する「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組※」（以下、「インターンシップ、オープン・カンパニー等」という。）に力点を置き、学生等が市内等企業のリアルな魅力に触れ、UJTIターンを含む地元就職を前向きに選択できる機会を創出し、あわせて、企業が学生等の視点に立った職場環境のあり方を再認識し、「出会い」の場で自社の魅力を効果的に伝えられるよう支援することで、学生から「選ばれる企業」へのステップアップを促し、学生が自身の将来を託せる企業を見出し、双方が納得感を持って結びつく「実りある出会い」の場を提供する。

なお、本事業は「連携中枢都市圏構想」に基づく「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」としても実施する。（参照：<http://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006495.html>）

※ **企業等とは**、市内等に事務所を有する法人又は個人を想定しているが、事業に参加する法人又は個人にあっては、全体に占める中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）の割合が高いことが望ましい。

※ **学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組とは**、令和4年6月13日一部改正「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意）に記載された学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の4つの類型（タイプ1：オープン・カンパニー、タイプ2：キャリア教育、タイプ3：汎用型能力・専用活用型インターンシップ、タイプ4：高度専門型インターンシップ（試行））のことを言う。

## 3 本市で把握する学生等の特徴

本市で把握する学生等の特徴として、以下の特徴が見受けられる。

- ・姫路市出身の学生等は姫路で暮らしたいと考えている者が多いが、就職先は大手企業が良いと考えている者も多い。
- ・姫路市出身の学生等も市内等の企業等と直接接触する機会は少ない。
- ・学生等は、「職場の雰囲気」や「勤務時間・休日」を重視する傾向にある。

## 4 事業の内容

- (1) 第2項の目的及び第3項をふまえ、以下の個別事業を実施する。なお、事業の詳細な内容については提案による。（詳細については、次号参照）

ア インターンシップ、オープン・カンパニー等マッチング事業

インターンシップ、オープン・カンパニー等が就業体験にとどまらず選考の入り口として学生等と企業の双方から重要視される中、そもそも企業と学生等の接点がないことがインターンシップ等への参加に結びつきにくい要因となっているため、学生等と企業の初期接点を創出するための集客力の高いイベントやプログラムを実施すること。

イ 企業等支援事業

人材確保に課題を抱える市内等の企業等に対し、近年の若年層や女性の就職意識の変化をふまえ、選ばれるための職場環境づくりのノウハウを習得させるためのセミナー等を実施すること。

ウ 合同仕事体験実施事業

企業の母集団形成及び今後のインターンシップ、オープン・カンパニー等を充実させるため、インターンシップ、オープン・カンパニー等の実施経験が少ない企業等を対象として、参加する学生にとっても就活活動に役立つ内容の合同仕事体験を複数社で実施すること。

エ その他事業

その他、第2項の目的を達成するために資するイベントを実施すること。

(2) 個別事業の内容

ア インターンシップ、オープン・カンパニー等マッチング事業

(ア) 事業の実施例（あくまでも参考であり、これに捉われない企業及び学生のニーズをふまえた自由な提案を求める。以下同じ。）

- ・インターンシップ、オープン・カンパニー等の参加につなげるための合同企業説明会を実施するなど市内等の企業等と学生等とのマッチング機会を提供する。
- ・インターンシップ、オープン・カンパニー等に参加する機会を逃した学生等をフォローするため、合同企業説明会を開催し、企業等とのマッチングをする場を提供する。
- ・大学等と連携し、学生が企業と関係を築くことでインターンシップ、オープン・カンパニー等への参加のきっかけとなるプログラムを実施する。
- ・企業見学ツアーを実施する。

(イ) その他注意事項

- ・学生等の集客目標値は、70人以上とする。
- ・学生等の数が目標値70人を超える場合は、当該超える人数につき1人当たり5,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を、基本委託料に加算して支払う。ただし、加算を行う当該超える学生等の数は、100人を上限とする。
- ・合同企業説明会のみを実施する場合は2回以上開催すること。
- ・インターンシップ、オープン・カンパニー等の参加につなげるための合同企業説明会を実施する場合は学生等が夏休みや冬休みに開催されるインターンシップ、オープン・カンパニー等に参加が可能となる時期に開催すること。
- ・イベントは対面型またはオンラインで実施し、遠方からも参加できるよう、1回はオンラインを活用して実施すること。
- ・イベント参加企業について、姫路市内に事務所を有する企業の割合を6割以上すること。

- ・実施時期及びターゲットについては受託者が近年の就職活動の早期化傾向や、ターゲットとする学生等（低年次を含む）の学事日程・行動特性を十分に分析した上で、最も効果的な時期及びターゲットを提案すること。

#### イ 企業等支援事業

##### (ア) 事業の実施例

- ・Z世代の価値観（心理的安全性・ワークライフバランス等）を解説し、「選ばれる職場環境の構築」が採用競争力に直結することへの理解を深めるセミナー等の実施。
- ・時間外労働の削減や有休取得の仕組み化、ライフイベント（育児・介護等）とキャリア形成を両立させるための具体的な制度設計について習得できるセミナー等を実施。
- ・自社分析ワーク等を通じ、若者や女性の視点から「働きやすさ・働きがい」の源泉を掘り起こし、抽出した魅力を、具体的なキャリアパスや広報素材として言語化する手法を習得できるセミナーを実施。

##### (イ) その他注意事項

- ・セミナー等は3回以上開催すること。
- ・事業の実施に当たっては、参加者には、「インターンシップ、オープン・カンパニー等」についての正しい考え方を説明し、「インターンシップ、オープン・カンパニー等」の実施が困難な場合においても代替手段として学生等に自社のことを認知してもらう方策があることを説明すること。実施内容によってオンラインを活用してもよい。
- ・イベント参加企業について、姫路市内に事務所を有する企業の割合を6割以上とすること。

#### ウ 合同仕事体験実施事業

##### (ア) 事業の実施例

- ・受託者が仕事体験用コンテンツを準備し、司会・進行及び運営を行う。
- ・企業側には自社PRおよび学生視点による広報手法の把握、学生側には就職活動に資する集団討論やプレゼンテーション等の技法習得の機会を提供する「自社広報」をテーマとした合同仕事体験を実施する。

##### (イ) その他注意事項

- ・合同仕事体験は2回以上開催すること。
- ・イベント参加企業について、姫路市内に事務所を有する企業の割合を6割以上とすること。

#### エ その他事業

##### (ア) 事業の実施例

- ・保護者向け就活セミナー
- ・企業向けSNS活用セミナー等

### (3) 参加者の募集及び広報

#### ア 事業の実施に当たり、参加希望者を募るために、以下の広報を行う。

##### (ア) チラシ・パンフレット類（以下「チラシ等」という。）による周知・広報

a チラシ等は、個別事業ごとに学生向けと企業向けの2種類を作成する。

b 参加者の募集のためのチラシ等の作成数、配布先等は、受託者の提案とする。

なお、チラシ等は、配布方法に応じてサイズを決定するものとし、学生向けのチラシ等の作成数の下限は事業全体で4,000枚とする。

- c 受託者は、契約後速やかに、チラシ等の設置場所、配布方法、配布時期等に係る計画を策定し、市と協議の上、配布する。チラシ等の記載内容、デザイン等に関しても同様とするが、チラシ等の印刷物の作成を行う場合は、当該印刷物に「姫路市委託事業」及び「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」の文言を付する。

(イ) ホームページによる周知・広報

- a 本事業の対象者からのアクセスを見込むことができるホームページ（就職サイトやインターンシップ情報サイト等）に事業のページを作成の上、事業に関する情報を掲載し、随時更新する。事業のページは、受託者が行う事業以外の事業等のページと明確に区分されたページ構成とする。

なお、当該ページからのリンク先、バナー広告に関して制限は設けないが、これらについては、事業の趣旨に十分配慮するものとする。

- b ホームページの作成及び更新に関して、情報通信機器（ハード）、ソフトウェア及び通信環境は、受託者が有する既存のリソースの範囲内で行う。
- c 播磨圏域連携中枢都市圏内の各自治体に対し、個別事業ごとの周知を行う。なお、周知にあたっては、別途提供する送付先リストに基づき、メールによる情報提供を実施する。

(ウ) その他の媒体による周知・広報

新聞、雑誌、機関誌、ダイレクトメール、SNS等電子媒体を活用した広報等を受託者の提案により行う。

(エ) その他

- a 本事業に参加する企業等については、地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に登録すること及び事業実施の翌年度に参加者の就職（内定）状況について、参加企業へアンケート調査を実施する予定であるため、調査に協力することを条件とする。
- b 本事業を効果的に周知・広報するため、本業務全体の事業名称を考案・設定することは可能。なお、考案された事業名の採用にあたっては、具体的な名称を事業者より提案の上、本市と協議し決定するものとし、採用された事業名称、ロゴ等の知的財産権については、事業終了後は姫路市に無償で譲渡するものとする。
- イ 参加の申込みは、個別事業ごとに受託者が受け付けるものとし、申込締切日後、市に対し直ちに申込者の報告を行う。
- ウ 参加申込者が個別事業ごとに設定した募集人数を超える見込みとなったときは、市と協議の上、募集の打ち切り等の措置を取る。
- エ 参加申込者が個別事業ごとに設定した募集人数を下回る見込みが生じたときは、市と協議の上、募集人数増加に向けた対策を講ずる。

(4) 事後アンケートの実施

個別事業が終了するごとに、参加者にアンケートを実施する。アンケート内容は、受託者が作成し、市の承認を得て実施する。

(5) 市への報告等について

- ア 個別事業ごとに、個別事業の開催時までに、使用する資料等を市に提供する。
- イ 個別事業ごとに、実施状況について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、当該個別事業の終了後 2 週間以内に市に報告する。
  - (ア) 参加者数
  - (イ) 個別事業の実施状況
  - (ウ) アンケート結果
  - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、個別事業の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- ウ 次に掲げる事項を記載した事業報告書を 2 部作成し、令和 9 年 3 月 19 日までに市に提出する。
  - (ア) 合計参加者数
  - (イ) 本業務の実施状況
  - (ウ) 本業務の実施期間及び終了期日
  - (エ) 本業務における事業費及び人件費
  - (オ) 個別事業ごとのアンケート結果（再掲）
  - (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、本業務の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(6) 損害賠償保険への加入

参加者に本業務に基づく事故等が生じた場合に対応する保険に加入する。

(7) その他

- ア 個別事業ごとの実施費用を積算する。  
なお、個別事業ごとに積算できない人件費や消耗品費等の一般管理費については、積算した実施費用に基づき按分する。
- イ 個別事業に参加する者から参加料等は徴収してはならない。
- ウ 委託料の支払い方法は、原則として本業務完了後の後払いとする。
- エ 本業務に係る会計書類等は、5 年間保管し、姫路市の求めに応じて提供する。
- オ 受託者は、本業務を行うに当たり、障害者から相応の配慮を求める意思の表明があった場合には、可能な限り対応する。
- カ 募集期間中の参加者申込者等に関するものを含め、参加者の個人情報の取扱いについては十分に注意する。また、本業務において知り得た事項、その他本業務の内容等を市の承諾なく第三者に公表してはならない。
- キ 要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。

## 5 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

## 6 業務委託者

姫路市